

平成24年度事務事業に係る評価シート【試行(209事業評価)】

| 課名 | 総合計画における主要施策 | 事業名 | 事業の目的 | | 事業の主な内容 | 一次評価(担当者評価) | | | | | 評価結果 (担当課長評価) | 主な改善施策・方向性等 | |
|-----------------|----------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-------|--------------|-----------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| | | | 対象 | 意図 | | 事業の貢献度 | 費用対効果 | 事業の縮小・中止の影響度 | コスト引下げの余地 | 総合評価 | | | |
| 議会 (2事業) | 第4節 透明で公正な行政の推進 | 1 議会事務局費及び議会運営議員活動費 | 穴水町議会の運営に係る事業全体 | 町に携わる条例等の審議・議決を行う | 本会議の開催、請願・陳情の受付等 | A | A | 大 | × | A | 見直し (当面現状維持) | H27年4月改選時より議員定数の削減を図る | |
| | | 2 監査委員事務局費 | 穴水町の財務及び事業全体 | 毎年度の財務及び事業の監査を行う | 定例監査及び臨時監査の開催、監査委員の研修等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| 総務課 (6事業) | 第4節 透明で公正な行政の推進 | 3 財政管理事務費 | 財務事務に関する経費 | 財務及び起債システムの管理 | 財務会計システム及び起債システムの管理・運営 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 4 基金管理費 | 財政調整基金及び減債基金等 | 基金の現金の管理・運用 | 基金の現金の活用 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 5 選挙管理委員会事務局費 | 穴水町の選挙に係る業務全般 | 国、県及び町の選挙の事務並びに直接審査に関する事務を行う | 選挙管理委員会の開催、選挙における啓発活動等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 6 償還金元金 | 過去からの発行(借入)を行った地方債 | 地方債に係る償還元金の返済 | 過去からの発行(借入)を行った地方債の償還元金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 7 償還金利息 | 過去からの発行(借入)を行った地方債 | 地方債に係る償還利息の返済 | 過去からの発行(借入)を行った地方債の償還利息 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 8 予備費 | 事業全体 | 緊急性のある事業に対する費用 | 緊急事業等に対応するための費用 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| 税務課 (4事業) | 第1節 健全な財政運営 | 9 税務負担金・補助金交付(税務総務費) | 税関系6団体 | 管内の税に係る団体に対する負担金等 | 奥能登地方協議会、資産評価システム研修センター等の負担金・分担金等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 10 賦課徴収税委託等事業(委託料、賃貸借料) | 穴水町の課税・収納関係事業 | 課税・収納関係等での電子計算業務の委託等を図る | 課税・収納関係等での電子計算業務等の委託料、賃貸借料等 | A | A | 大 | ○ | A | 見直し (当面現状維持) | 可能な業務については奥能登広域圏による共同電算事業に移行することも検討する | |
| | | 11 納税貯蓄組合関係事業(報償費) | 町税 | 納税貯蓄組合の活動により町税の確実な納付を図る | 納税貯蓄組合に対する報償費 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 12 賦課徴収税事務事業(事務費<需用費・役務費・償還金・公課費>) | 賦課・収納に関する事務事業全体 | 税に関する事務事業の管理・運営 | 賦課・収納に係る事務事業料 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| 出納室 (2事業) | 第1節 健全な財政運営 | 13 会計管理費 | 穴水町 | 穴水町に出納にかかる管理費 | 請求書販売 | C | C | 大 | × | B | 廃止 | 在庫がなくなった時点で廃止 | |
| | | 14 諸費(能登有料道路料金軽減対策事業) | 能登有料道路を利用する河北郡以北の市町民 | 通行料金の助成を行い町民の負担の軽減を図る | 能登有料道路を利用する河北郡以北の市民に対する通行料助成 | A | B | 小 | × | B | 廃止 | 平成25年3月31日をもって事業終了 | |
| 生活環境課 (9事業) | 第8節 消防・防犯体制の強化 | 15 防災関係業務 | 町民 | 地域防災計画等に基づき、防災体制の構築及び減災の推進を図る | 自主防災組織の育成、災害対策機能の充実、地域防災計画の改正業務等 | A | B | 大 | × | B | 事業手法の見直し | 地域の連絡体制を強化するとともに、ケーブルテレビやメールなど2次的連絡方法の推進をおこなうべきである。 | |
| | | 16 防災関係業務費(防災体制) | 町民 | 地域ごとの自主防災組織を設立し、災害時の減災に努める | 防災計画、原子力防災計画、津波ハザードマップの作成等 | A | B | 中 | × | B | 終了 | | |
| | | 17 防災関係業務費(自主防災組織の育成) | 町民 | 自主防災組織の充実 | 自主防災組織の推進、防災リーダーの育成 | A | B | 大 | × | B | 現状維持 | 防災組織の充実、女性防災リーダーの育成 | |
| | 第9節 交通安全・防犯対策の充実 | 18 交通安全対策推進事業 | 町民 | 交通事故のない住みよい地域づくりのために交通安全の推進を図る | 交通安全対策の推進、高齢者運転免許自主返納の支援等 | B | A | 中 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 19 防犯推進事業(防犯協会補助金及び沿岸防犯協議会補助金等) | 町民 | 住民の自主的な防犯活動の推進と防犯機関・団体との連絡調整・支援 | 防犯思想の普及高揚、防犯委員と防犯関係機関との連絡調整 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | 第8節 消防・防犯体制の強化 | 20 災害救助費 | 災害救助者 | 災害救助に要する必要経費 | 災害救助に要する費用 | A | B | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 第6節 自然・環境保全の推進 | 21 環境衛生対策 | 町民 | 一般廃棄物の発生抑制、減量化及び適正処理 | 狂犬病予防接種の実施、環境美化コンクールの実施 | A | B | 大 | × | B | 現状維持 | 公衆衛生及び住民生活環境の保全の観点から河川等の水質調査及び狂犬病の予防接種を継続的に実施する必要がある。環境美化コンクールの実施 |
| | 22 環境衛生対策費(輪島市穴水町環境衛生施設組合負担金等) | | 町民 | 公衆衛生の向上と生活環境の保全 | 一般廃棄物の抑制・リサイクルを推進、円滑な廃棄物処理の実施 | A | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | 23 清掃塵芥処理対策費(ごみの排出に対する費用負担の公平化と適正処理費用) | | 町民 | ごみの排出に対する費用負担の公平化と適正処理費用の確保 | ごみカレンダーの作成、ごみ集積場の整備、ごみ箱の購入等 | A | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| 24 清掃塵芥処理対策費 | 町民 | | 一般廃棄物処理業務委託及び一般廃棄物の収集運搬の経費 | 廃棄物処理業務及び収集運搬業務委託、地区のごみ集積所の整備等 | B | B | 大 | × | A | 見直し (当面現状維持) | ごみの分別方法の徹底を図り、処理費の軽減を図る | | |
| 住民福祉課 (12事業) | その他行政経費 | 25 戸籍住民基本台帳一般事務費 | 町民 | 戸籍に関する事務 | 戸籍原本等の発行、戸籍届けの受け付け等戸籍事務 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 住民サービスの向上を目指し、かつ、正確な業務を継続する | |
| | | 26 住民基本台帳一般事務 | 町民 | 住民基本台帳に関する事務 | 住民票及びその他行政証明の交付 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 住民サービスの向上を目指し、かつ、正確な業務を継続する | |
| | | | 27 民生総務費(海外移住家族会負担金、輪島人権擁護委員協議会負担金、輪島人権擁護委員協議会穴水分会補助金、穴水地区保護司会補助金、人権の花運動啓発、社会を明るくする運動・人権同和対策諸費) | 町民 | 人権教育及び人権啓発の推進を行う | 人権擁護穴水分会事業、保護司会事業、人権同和对策事業、社会を明るくする運動等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | | 28 民生総務費(出産祝金) | 町民 | 子育てに伴う家計の負担軽減を図り、児童福祉の増進及び児童の増加に努める。 | 第1子目より祝い金を支給し、子育て環境を整え子供の増加に繋げる。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | | 29 国民健康保険特別会計繰出金 | 国民健康保険被保険者 | 保険料軽減分を負担し国保財政の安定を図る | 法定負担金の費用 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法定負担金 |
| | | | 30 福祉総務費(民生児童委員活動費等) | 児童、高齢者、外一般住民 | 民生委員法による | 民生委員法による活動(高齢者の見回り、生活困窮者等の相談) | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法定負担金 |
| | | | 31 福祉総務費(社会福祉協議会補助金) | 児童、高齢者、外一般住民 | 社会福祉協議会への補助 | 住民の地域福祉活動の支援、街からの委託事業の実施 | B | A | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | | 32 福祉総務費(自殺防止緊急対策基金事業) | 町民 | 国の大綱の基、自殺に追い込まれない社会の実現を目指す | 自殺予防パンフレットの配布、職員メンタルヘルス研修の開催等 | B | B | 中 | × | B | 事業の見直し | 人材育成事業を重点 |
| | | | 33 福祉総務費(地域福祉計画策定事業) | 町民 | 社会福祉法に基づき計画を策定 | 策定委員会の設置、住民アンケートの実施、計画書の作成 | A | B | 大 | × | A | 完了 | 5年ごとに見直し |
| | | | 34 遺族援護費(戦没者慰霊式事業、石川県満蒙開拓慰霊奉賛会負担金) | 戦没者遺族 | 戦没者遺族に対する援護 | 戦没者追悼慰霊祭の挙行費用 | A | B | 中 | ○ | B | 見直し (当面現状維持) | 参加者数が100人を下回るようになれば規模の縮小等の見直しを図る必要がある |
| | 第4節 障害者福祉の充実 | | 35 身体障害者等福祉費(障害福祉サービス費) | 障害者等をもつ町民で且つ障害福祉サービスが必要なもの | 自ら選択した住居に居住し、自立した日常生活等を営めるように支援する | 障害福祉サービス・療養介護医療・補装具給付決定及び支払い業務 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 |
| | | | 36 障害程度区分認定審査事務費 | 障害福祉サービスの利用を希望する町民 | 障害福祉サービスの利用を希望する町民 | 障害福祉サービス利用申請者の判定にかかる審査に係る業務 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 |
| | | 37 身体障害者等福祉費(地域生活支援事業) | 町内に居住する障害者 | 障害者が自立した日常生活を営むことができるように相談に応じ支援する | 相談支援事業、生活支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 | |
| | | 38 身体障害者等福祉費(特別児童扶養手当) | 20歳未満の障害者を養育する者 | 国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 認定請求、資格喪失届等を県へ進達 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 | |
| | | 39 障害者自立支援医療費給付事業(更生医療) | 障害者手帳の交付を受けているもの | 障害者手帳の交付をうけているものへの治療費に対する一部給付を行う | 身体障害者手帳に記載された部位の治療に係る医療費の一部給付 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 | |
| | | 40 心身障害者医療費助成事業 | 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、所得制限以内のもの | 医療費の助成を行い、健康保持と福祉の向上を図る | 身体障害者手帳等の所持者のうち所得制限限度以内のものの医療費助成 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 県の基準により継続 | |
| | | 41 身体障害者等福祉費(障害福祉総務費)⑦ | 身体障害者手帳の交付を受けているもの | 身体障害者手帳の交付を受けているもの | 身体障害者の健康の保持増進及び福祉の増進を図る | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察(県の基準により) | |
| 第3節 高齢者福祉の充実 | | 42 国民年金事務費 | 国民年金被保険者、国民年金受給者 | 国民年金業務 | 国民年金被保険者、受給者に対する相談、各種申請の受け付け | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 | |
| | | 43 老人福祉費(長寿祝い事業) | 90歳及び100歳に達す住民 | 長寿を祝う | 自宅を訪問し長寿祝い品を贈呈する。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 44 老人福祉費(老人クラブ連合会補助金)(県補助分) | 60歳以上の住民 | 老人クラブが行う高齢者の社会参加活動に対する支援 | 健康づくり事業、地域支えあい事業、社会奉仕活動 | A | B | 中 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 45 老人福祉費(敬老会事業) | 80歳以上の町民 | 高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、敬老会を実施する | 穴水町在住80歳以上を対象とした敬老会の開催費用 | B | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 | |
| | | 46 老人福祉費(自立支援型住宅リフォーム推進事業) | 高齢者・障害者 | 居住住宅の改修費補助 | 住宅リフォームに要する経費補助(手すり、段差解消、洋式への改修等) | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 県の基準に基づき実施 | |

平成24年度事務事業に係る評価シート【試行(209事業評価)】

| 課名 | 総合計画における主要施策 | 事業名 | 事業の目的 | | 事業の主な内容 | 一次評価(担当者評価) | | | | | 評価結果(担当課長評価) | 主な改善施策・方向性等 |
|-------------|-----------------|----------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|-------|--------------|-----------|------|--------------|---------------------------------------|
| | | | 対象 | 意図 | | 事業の貢献度 | 費用対効果 | 事業の縮小・中止の影響度 | コスト引下げの余地 | 総合評価 | | |
| | | 47 老人福祉費(老人保護措置費)(扶助費) | 65歳以上の者 | 環境上の理由及び経済的理由により住居において養護を受けることが困難な物を養護老人ホームへ入所させる。 | 老人ホームへの入所措置及び経費の支払い | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 48 老人福祉費(老人ホーム入所判定委員会委員報酬) | 養護老人ホーム入所判定委員 | 委員の判定委員会集積に伴う報酬 | 養護老人ホーム入所判定を行う | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 49 老人福祉費(老人短期保護事業委託料) | 高齢者 | 緊急を要する者及び一時的に保護を必要とする者について短期入所を行う。 | 介護者が不在の場合など短期的に養護老人ホームへ入所させる。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 老人福祉法に基づく事務事業 |
| | | 50 生涯現役センター運営事業 | 高齢者 | 高齢者の生きがいや教養の向上を図り健康で明るい生活を営ませる。 | パッチワーク教室、写経、ゲートボール大会など | B | B | 小 | ○ | B | 事業の見直し | 公民館との事業統合を検討 |
| | その他行政経費 | 51 後期高齢者医療費(健康診査費用) | 後期高齢者医療保険被保険者 | 自立した日常生活が営まれるよう生活機能低下を予防する。 | 後期高齢者を対象に健康診査を実施 | B | C | 中 | × | B | 現状維持 | 受診率が低いため通知や広報を実施する。 |
| | | 52 後期高齢者医療費(療養給付費負担金) | 後期高齢者医療広域連合 | 後期高齢者医療広域連合の財政負担 | 後期高齢者の医療費に係る経費の支弁(法定負担) | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法律に定められている |
| | | 53 後期高齢者医療費(広域連合納付金繰出) | 後期高齢者医療広域連合 | 後期高齢者医療広域連合の運営に関する経費の支弁 | 後期高齢者医療広域連合の運営に関する経費を負担する | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 後期高齢者医療広域連合の規約による |
| | | 54 保育所運営費 | 町民(児童) | 穴水町の児童が入所する保育所の安定運営を図る | 運営費負担金の国等に対する申請、事業委託をしている町内民間保育所への支援 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 法令の規定により継続 |
| 健康推進課 | 第3節 高齢者福祉の充実 | 55 外出支援バス事業 | 75歳以上の虚弱高齢者及び障害者手帳の交付をうけた町民 | 住み慣れた地域で生活ができるように外出に対する支援を図る | 75歳以上の虚弱高齢者等を対象とした医療機関への送迎事業 | B | C | 大 | ○ | B | 見直し(当面現状維持) | バスの老朽化への対応、運賃の改定 |
| | | 56 寝具乾燥事業 | 要介護3以上の認定をうけた町民 | 利用者の衛生管理のためのサービスを提供する。 | 介護認定者への寝具類の洗濯等実施事業への委託料 | B | B | 中 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 利用者の負担について検討する |
| | | 57 軽度生活支援事業 | 介護認定において非該当であった独居高齢者の町民 | 自立した生活の継続のための支援 | 独居高齢者世帯へのヘルパー派遣に対する委託料 | B | B | 中 | × | A | 現状維持 | 国の方向性をふまえて委託料の妥当性を検討する |
| | | 58 訪問理美容事業 | 要介護3以上の認定をうけた町民 | 理髪サービスの実施により衛生管理及び介護者にかかる負担の軽減を図る | 介護認定者への訪問散髪業務に対する委託料 | B | B | 中 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 国の方向性をふまえて利用者負担の必要性を検討する |
| | | 59 配食サービス事業 | 独居高齢者、高齢者夫婦世帯で調理の困難なもの | 在宅生活の継続のための食生活の改善を図る | 独居高齢者等に対する安否確認を兼ねた配食サービスに対する委託料 | B | B | 中 | ○ | B | 現状維持 | 町内全体の利用希望者が利用できるように、委託事業者の検討をする |
| | | 60 介護用品支給事業 | 要介護3以上の認定をうけた町民 | 介護家族に対する心身的、精神的、経済的負担の軽減を図る | 介護認定者への紙おむつ等購入補助に対する委託料 | B | C | 中 | × | B | 現状維持 | 在宅高齢者が増加傾向にあり、事業継続 |
| | | 61 緊急通報事業 | 独居高齢者で住居近くに親族等が住んでいないもの | 独居高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る | 独居高齢者に対する緊急通報サービスシステム設置・管理等に対する委託料 | A | C | 中 | × | B | 現状維持 | 独居高齢者の不安軽減のため事業の継続が必要 |
| | | 62 介護予防高齢者施策事業 | 高齢者 | 高齢者の実態把握、及び助言 | 要介護や、要支援に落ちいつ可能性の高い高齢者や一人暮らしを対象に実態調査を行う | B | B | 大 | × | B | 事業規模の見直し | 委託件数の検討 |
| | | 63 訪問入浴サービス事業 | 要介護認定者 | 訪問入浴サービスにより介護者の負担の軽減を図る | 介護認定者に対する訪問入浴事業に対する補償料 | A | C | 大 | ○ | B | 見直し(当面現状維持) | 委託業者と委託内容について協議 |
| | | 64 保健給付費 | 町民 | | 保健センター等の維持管理、保健事業の実施 | B | B | 大 | ○ | A | 事業の見直し | 施設の老朽化により適切な修繕措置 |
| | 第2節 健康づくりの推進 | 65 健康づくり対策事業(健康づくり対策事業推進協議会報酬、市町保健活動推進連絡協議会負担金)(1) | 一般町民 | 健康づくりの推進 | 健康づくり対策事業推進協議会等委員報酬 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 66 食育推進事業 | 町民 | 生涯にわたって健全な心身を培うために食に関する知識の取得をめざす | 子ども料理教室、地産地消費材を活用した料理体験教室の実施等及び食育推進協議会への補助金 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 食育の取組や教室の内容の充実を図ることで広く食育を普及啓発する。 |
| | | 67 栄養改善事業 | 町民 | 生活習慣病予防のために食生活改善の普及と知識の習得を図る | 食生活の改善を主とした地区での生活習慣病予防教室の実施、食改地区講習会委託料 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | パンフレットやチラシを活用し生活習慣病予防に向けた食の知識の普及を図る |
| 産業振興課(11事業) | 第1節 農林水産業の振興 | 68 農業委員会事務局費 | 町民 | 優良な農用地の確保及び遊休農地の解消・有効利用により農業施策の確立を図る | 農地パトロールの実施、農地の一筆調査、農業者年金の加入促進等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 69 農業総務費(農業振興に関する各種負担金・補助金等、地域畜産環境整備対策事業) | 農業振興に関する各種団体 | 団体の事業活動に対する支援を行い、穴水町における農業の安定を図る | 奥能登農業推進協議会等への負担金、穴水町農業振興協議会等への補助金 | A | A | 大 | ○ | A | 見直し(当面現状維持) | 実施団体と活動内容を協議し補助金・負担金の統合を図る |
| | | 70 中山間地域等直接支払事業 | 生産不利な地域の農業生産者 | 生産の不利益が生じている中山間地域の農業生産者への条件補正を図る | 中山間地域における農業の生産条件の不利益を補正する給付 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 71 新需給調整定着支援事業 | 農業者及び農業関係団体 | 米の需給調整を円滑に実施していくための取組に対する支援を図る | 米の需給調整を円滑に実施するための支援事業 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 72 林業総務費(有害鳥獣対策事業、特用林産物導入支援事業) | 林業振興に関する各種団体 | 団体の事業活動に対する支援を行い、穴水町における林業の安定を図る | 石川県山林協会等への会費、穴水町鳥獣被害防止対策協議会への補助等 | A | A | 大 | ○ | A | 見直し(当面現状維持) | 実施団体と活動内容を協議し補助金・負担金の統合を図る |
| | | 73 松くい虫防除事業 | 町内の公益的機能の高い松林 | 松くい虫による松枯れを防止し土砂崩壊防止及び自然環境の保全形成に寄与する | 航空防除、伐倒取除等による森林保全事業 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 74 水産振興費(クロダイ、アユ等の水産資源確保や水産関係協議会6団体への活動補助金) | 水産振興に関する各種団体 | 団体の事業活動に対する支援を行い、穴水町における水産業の安定を図る | 全国市町村水産振興対策協議会への負担金、トリ貝試験施設推進会議への補助金等 | A | A | 大 | ○ | A | 見直し | 実施団体の活動内容を精査し補助金の縮減を図る |
| | 第2節 商工業の振興 | 75 商工振興総務費 | 町内商工業に携わる中小企業 | 社会状況の変化により影響をうけた企業等に対して支援を行い活性化を図る | 穴水町商工会事務補助金、地域づくり協議会助成金等 | A | A | 大 | ○ | A | 見直し | 実施団体の活動内容を精査し補助金の縮減を図る |
| | | 76 消費者行政活性化事業(消費生活相談及び消費者保護に要する経費) | 町民 | 消費者被害の未然防止のための教育・啓発を図る | 消費者啓発に関するチラシの配布、出前講座の開催等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | 第5節 起業・就労支援の充実 | 77 地域資源活用支援事業(新たな産業の創出と実施にチャレンジする団体・個人を支援) | 町民及び町内で新たに産業を興すもの | 新たな産業の創出や商品開発に対する支援により町の活性化を図る | 穴水町地域資源活用支援事業補助金等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| 企画情報課(20事業) | 第4節 透明で公正な行政の推進 | 78 広報広聴費(町広報紙の編集発行及び広報事業) | 町民 | 開かれた行政の実現のために穴水町の情報を提供する | 穴水町広報誌の編集・発行及び広報事業 | A | A | 大 | ○ | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | 第6節 自然・環境保全の推進 | 79 企画総務費(能登半島国定公園委託事務) | | 定期的な巡回活動により、公園内の違法行為の調査など風景地の保護と適正な利用を図る。 | 町内の国定公園の巡回を定期的に行い公園内に違法行為がないか調査・報告を行う。 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | 第4節 観光・交流事業の推進 | 80 企画総務費(JAPANTENT開催事業) | 日本に留学する外国人大学生 | 他文化交流及び日本・地域文化の体験による国際交流 | ショートホームステイを通じて日本の家庭・生活に触れながら、日本や地域に伝わる和の文化や伝統を体験する。 | A | B | 中 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | 第7節 移住・定住の促進 | 81 企画総務費(奥能登ウェルカムプロジェクト推進事業負担金) | 町民及び観光客 | 地域間交流人口の拡大による賑わいの創出を図る | 石川県、奥能登広域圏、のと鉄道、奥能登2町2町等が構成員となっている事業への負担金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 県主体の事業であり継続 |
| | | 82 企画総務費(ふるさと納税記念品) | ふるさと納税者 | ふるさと応援寄付金納付者へのお礼 | ふるさと納税者に記念品を送付する。 | A | B | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 83 企画総務費(ゴルフ練習場管理費) | 町民及び町外からの利用者 | 利用者が快適に施設を利用できるよう努める | 指定管理者が運営する | A | B | 中 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 84 能登空港利用促進事業 | 町民及び交流事業対象者のうち町内宿泊施設利用者 | 能登空港の利用を通じて、地域の発展に向けた賑わいの創出を図る | 能登空港を利用した町民に対する航空運賃の一部助成 | B | A | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 85 企画総務費(マート'ライヴ'アット) | 主に町民・観光客 | 誘客効果の拡大、再生エネルギーの普及促進 | 公衆無線LAN環境とEV/PHVの充電スポットを併せて整備する。 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | ふるさとメールの情報充実・A2メールの再周知を図り、新規ユーザー登録を促す |
| | その他行政経費 | 86 企画総務費(その他負担金) | 各協議会等 | 事業に係る補助金及び負担金の支出 | 事業に係る補助金及び負担金の支出 | A | B | 中 | × | B | 事業規模の見直し | 企画内容・開催日の設定の見直し |
| | | 87 企画総務費(その他経費) | | 事業に係る経費 | 事業に係る経費 | A | B | 中 | × | B | 現状維持 | 企画内容・開催日の設定の見直し |
| | 第7節 移住・定住の促進 | 88 まちづくり推進事業(首都圏大学等合宿誘致活動) | 町外に在住する学生等 | 交流人口の拡大を図り、地域の活性化に資することを目的とする。 | 町内に合宿を行う町外の団体に対し補助金を交付する | A | B | 中 | × | B | 事業規模の見直し | |
| | | 89 まちづくり推進事業(東京穴水会ふるさと交流事業) | 東京穴水会 | 東京穴水会と穴水町の相互交流と能登空港の継続的な利用促進を図る | ふるさととの魅力を発信し継続的な滞在交流の推進を図る。 | B | B | 中 | × | B | 休止 | |

平成24年度事務事業に係る評価シート【試行(209事業評価)】

| 課名 | 総合計画における主要施策 | 事業名 | 事業の目的 | | 事業の主な内容 | 一次評価(担当評価) | | | | | 評価結果(担当課長評価) | 主な改善施策・方向性等 |
|-------------|--------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|-------|--------------|-----------|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 対象 | 意図 | | 事業の貢献度 | 費用対効果 | 事業の縮小・中止の影響度 | コスト引下げの余地 | 総合評価 | | |
| | | 90 まちづくり推進事業(移住定住促進奨励金交付事業) | 本町に永住の意思をもって移住する者 | 移住定住の促進 | 町内に定住を目的として新たに住宅を取得した者に対して奨励金を交付する。 | A | A | 中 | × | A | 現状維持 | 奨励金の交付により移住・定住意欲を喚起する。 |
| | | 91 まちづくり推進事業(町民認定制度実施事業) | 町外出身者で1年以上穴水町に在住し住宅を有しているもの | 交流人口及び定住人口の促進と地域の活性化を図る。 | 穴水町の情報提供 | A | B | 小 | × | B | 終了 | |
| | | 92 まちづくり推進事業(里山里海体験ツアー実行委員会補助金) | 移住を希望する者 | 人口の減少を抑制するとともに定住を促進する。 | 一泊二日のツアーに参加者を募集し移住体験イベントを行う。 | A | B | 中 | × | A | 事業規模の見直し | 企画内容・開催日の設定の見直し |
| | | 93 まちづくり推進事業(移住定住事業「穴水ニュータウン分譲」) | 移住を希望しニュータウンに住宅を建築しようとする者40歳以下 | 移住定住の促進 | 町内に移住を目的として新たな住宅の取得を希望する者一定条件を満たすものに対して町誘致を無償分譲する。 | A | A | 中 | × | A | 現状維持 | 住宅メーカーへの訪問等によりPRを行い、町内外の住宅取得希望者に広く情報を提供する |
| | | 94 まちづくり推進事業(田舎暮らし幹線事業) | 移住希望者 | 人口の減少を抑制するとともに定住を促進し、地域の活性化を図る | 穴水町への移住希望者に対する調整等 | A | B | 中 | × | B | 事業の見直し | 移住相談窓口を設ける。 |
| | | 95 まちづくり推進事業(子どもの農山漁村交流プロジェクトに係る経費) | まちづくり推進事業(子どもの農山漁村交流プロジェクトに係る経費) | 農林漁業体験民宿を開業しようとする人 | 農林漁業体験民宿の増加を図る。 | B | B | 中 | × | B | 事業規模の見直し | |
| | | 96 まちづくり推進事業(穴水町文化・スポーツ交流事業補助金) | 穴水町文化スポーツ交流事業実行委員会 | 町民の文化意識の高揚、スポーツ振興及び町の交流人口拡大を図る。 | 地域の賑わいを創出するために実施する事業に対して補助金を交付する。 | B | A | 中 | × | B | 現状維持 | 事業実施により賑わいを創出する。 |
| 第7節 | 移住・定住の促進 | 97 まちづくり推進事業(里山里海体験観光プログラム開発事業補助金) | 穴水町活性化検討委員会 | 体験型観光の振興 | 既存資源や新たな資源などを活用した観光メニューの開発に伴う補助金を交付する。 | B | B | 中 | × | B | 終了 | |
| | | 98 まちづくり推進事業(「婚活」特「事業 | 未婚の男女 | 未婚の男女の出会いの場を創出することにより、交流人口の拡大と、若者の定住促進を図る。 | 婚活イベントを実施する団体に対して、その開催費用の一部を助成する。 | A | B | 中 | × | A | 事業の見直し | 企画内容・開催日の設定の見直し |
| 第7節 | 移住・定住の促進 | 99 まちづくり推進事業(里山里海体験観光プログラム開発事業補助金) | 穴水町地域活性化検討委員会 | 体験型観光の振興 | 既存資源や新たな資源などを活用した観光メニューの開発に伴う補助金を交付する。 | B | B | 中 | × | B | 終了 | 企画開発した体験メニューの実施により、滞在型観光を振興し交流人口の拡大を図る。 |
| | | 100 | | | | A | B | 中 | × | A | 事業規模の見直し | 企画内容、開催日の設定や実施回数の見直しを図る。 |
| | | 101 まちづくり推進事業(その他経費) | | まちづくり推進事業に係る事務費用 | まちづくり推進事業に係る事務費用 | B | B | 大 | × | A | 現状維持 | 新規事業の適切な取組と、過疎対策ビジョンの推進を図る。 |
| 第1節 | 道路・公共交通の充実 | 102 能登空港活用促進事業(空港宣伝活動旅費、広告塔用地借上) | 首都圏在住者 | 首都圏を対象に能登の魅力PRし、地元の利用促進を図る。 | 能登空港を中心とした各種イベントの開催により、賑わいの創出、首都圏等からの誘客を図る。 | B | B | 小 | × | A | 現状維持 | 搭乗率確保のため、各種交流イベントへ積極的に参加し、地元及び首都圏の利用拡大を図る。 |
| | | 103 能登空港活用促進事業(能登空港利用促進穴水町協議会補助金) | 能登空港利用促進同盟会負担金 能登空港利用促進穴水町協議会負担金 | 同盟会及び協議会への活動補助金 | 同盟会及び協議会への活動補助を行うことにより、能登空港の利活用の推進を図る。 | B | B | 小 | × | A | 現状維持 | 地元搭乗率向上のため、シルバー世代の利用促進制度を新たに実施した。また、ケーブルテレビを活用し、航空運賃助成制度の周知について強化を図った。併せて、平日を中心とした旅行者の拡大を図る。 |
| | | 104 能登空港活用促進事業(能登空港利用促進助成金) | 地元及び首都圏を中心とした旅行者 | 航空運賃の助成を行うことにより、搭乗率拡大を図る。 | 航空運賃の一部を助成する。 | B | B | 小 | × | A | 現状維持 | 地元搭乗率向上のため、シルバー世代の利用促進制度を新たに実施した。また、ケーブルテレビを活用し、航空運賃助成制度の周知について強化を図った。併せて、平日を中心とした旅行者の拡大を図る。 |
| 第4節 | 観光・交流事業の推進 | 105 宿泊交流体験施設管理運営費(指定管理料) | 観光客 | 自然や農業体験などを通じて交流人口の拡大を図る。 | 宿泊交流体験施設「四季の丘」及び「まいもん体験農園」の管理運営に係る指定管理料 | B | B | 中 | ○ | A | 事業規模の見直し | 事業継続について再検討を図る。 |
| | | 106 子ども交流活動事業(エコロジーキャンプ事業) | 町内外の小学生(4~6年生) | 恵まれた自然環境を活かした自然体験を通じ児童による交流人口の拡大を図る。 | 自然体験や農作業・加工などのプログラム事業の実施 | B | B | 中 | ○ | A | 事業手法の見直し | 事業の継続について再検討を図る。 |
| 第1節 | 道路・公共交通の充実 | 107 公共交通機関費(地域公共交通協議会委員報酬、バス待合所用地借上、消耗品) | バス利用者 | 利用者の利便性の向上を図る。 | 地域公共交通の維持確保及び効率化を図る。 | B | A | 大 | × | A | 現状維持 | バス利用者の利便性の向上、運行の安全性の確保を図る。 |
| | | 108 公共交通機関費(広域公共交通費)奥能登広域圏負担金 | 奥能登広域圏事務組合 | 広域公共交通のあり方の検討を図る。 | 奥能登全域の公共交通のあり方を検討するための負担金。 | B | B | 中 | ○ | B | 事業内容の見直し | 交通ニーズの把握や移動モードに応じた動向調査を実施し、今後の広域交通体系の確保に向けた検討を行う。 |
| | | 109 公共交通機関費(のと鉄道利用促進協議会負担金) | のと鉄道利用促進協議会 | のと鉄道利用促進のための協議会運営支援を図る。 | のと鉄道利用促進のための事業推進を図る。 | A | A | 中 | × | A | 現状維持 | 県及び関係市町との連携により、引き続き協議会への支援を行い、利用促進を図る。 |
| | | 110 公共交通機関費(のと鉄道利用促進対策費補助金) | のと鉄道利用促進協議会 | のと鉄道利用促進のための協議会運営支援を図る。 | のと鉄道定期利用客に対する支援として、定期運賃と通常運賃との差額を補填する。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 県及び関係市町との連携により、引き続き協議会への支援を行い、利用促進を図る。 |
| | | 111 公共交通機関費(のと鉄道運営助成基金事務組合負担金) | のと鉄道運営助成基金事務組合 | のと鉄道の運営支援のための負担金。 | のと鉄道の維持確保に向けた、経営安定支援のための負担金を交付することにより交通の確保を図る。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 県及び関係市町との連携により、引き続き協議会への支援を行い、利用促進を図る。 |
| | | 112 公共交通機関費(生活バス路線運行補助金) | バス事業者 | 路線バス等の運行支援を図る。 | バス事業者のバス運行に係る事業損益を補填するための補助金を交付することにより、交通の確保を図る。 | A | C | 大 | × | A | 現状維持 | 住民の日常生活の交通手段として、路線バスの運行維持及び確保を図る。 |
| | | 113 公共交通機関費(のと鉄道安全運行維持対策費補助金) | のと鉄道(株) | のと鉄道の安全運行の確保を図る。 | のと鉄道の施設等の老朽化に伴う更新費用や運行に関する費用の一部を補助する。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 住民の日常生活の交通手段として、のと鉄道の運行維持及び確保を図る。 |
| | | 114 公共交通機関費(地域公共交通実態調査負担金) | 金沢大学 | 地域公共交通の課題解消のための負担金。 | 地域公共交通について、大学等が持つ専門的な知識を活用した提案や調査などの実施に係る費用を助成する。 | B | C | 小 | × | B | 事業規模の見直し | 地域公共交通に対する課題の整理やあり方についての関連事業の充実を図る。 |
| | | 115 公共交通機関費(地域公共交通協議会負担金) | 地域公共交通協議会 | 協議会の運営に係る補助金。 | 協議会の運営に係る補助金。 | C | A | 小 | × | A | 現状維持 | 協議会において担うべき事業の発生に応じて対応する。 |
| 第5節 | 地域情報化の推進 | 116 情報施策総務費 | 主に町民 | 高いセキュリティを確保し、有効な情報サービスの提供を図る。 | 地域情報化推進のための諸期間の運営と、セキュリティ対策、インターネットや携帯電話を利用した情報取得・配信、その他企画調整を実施する。 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | ふるさとメールの配信情報の充実を図り、iトビックス(A2メールの後継)について再周知しユーザ登録を促す。また、町で開催する各種イベント情報などを、防災行政無線、ケーブルテレビの文字放送と同期が保たれた情報提供を実施する |
| | | 117 情報通信基盤整備事業 | 情報機器及びシステムを使用する事務事業 | 情報機器及びシステムの安定稼働維持のための保守管理費用。 | 情報機器及びシステムの保守管理を一括で行うことにより、経費削減と事務の効率化に努める。 | B | B | 大 | ○ | B | 現状維持 | 老朽化が著しく修理が困難な情報機器の計画的な更新を行い、また、保守に係る費用の削減に努める。併せて、現在の機能、作業効率を維持しつつ、低価格なシステムへの移行も検討する。 |
| | | 118 ケーブルテレビ整備事業 | 能越ケーブルネット(株) | 運営補助金及びケーブルテレビハイビジョン化推進事業補助金。 | 固定資産相当額を運営支援補助金として交付する。併せてハイビジョン化に伴う事業費の1/2を補助する。 | B | B | 大 | ○ | B | 現状維持 | 加入促進のため、新たなオプション等を要望する。 |
| 第4節 | 観光・交流事業の推進 | 119 観光振興総務費(観光情報報告料、まいもんまつりポスター印刷費、首都圏出向宣伝費) | 首都圏の潜在観光客 | 地域資源の魅力の発信により穴水町への観光客の掘り起こしを図る。 | 県外への出向宣伝等 | B | A | 中 | × | A | 現状維持 | 継続しつつ、今後も効果的な広告掲載があれば取り入れていく。 |
| | | 120 観光振興総務費(穴水町観光物産協会補助金等) | 町民 | 観光事業及び物産交流の実施により地域間交流人口の拡大並びに産業経済の進展を図る。 | 穴水町観光物産協会補助金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 各事業の効果的なPRに努め集客力向上を図るとともに、事業拡大のための事業収入の確保について検討する。 |
| | | 121 観光振興総務費(国民保養センター真名井指定管理料) | 国民保養センター真名井 | 国民保養センター真名井の管理運営に係る指定管理委託料。 | 国民保養センター真名井、穴水湯ったり館、コンベンションホールの指定管理料 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 平成23年度より指定管理しており、宿泊者・宿泊外利用者ともに順調に伸びている。 |
| | | 122 観光地整備事業(中居湧ふれあいパーク・根木ポケットパーク管理費、観光資源保護事業補助金) | 観光に関する各種団体 | 団体の事業活動に対する支援を行い、穴水町における観光資源の保護及び誘客を図る。 | 中居の里づくり実行委員会、鹿島駅さくら保存会等への補助金 | A | A | 中 | ○ | B | 事業規模の見直し | 里山里海などの地域資源の魅力アップに取り組み、交流人口の拡大を図る。 |
| | | 123 地域活力基盤創出事業(花文字、花道) | 町民及び観光客 | 沿道環境の整備を実施することにより、通行者への憩いと癒しの空間を提供する。 | 沿道の有休残地に「能登キリシマツツジ」や「花文字花壇」を植栽し、環境整備を行う。 | A | B | 大 | × | A | 現状維持 | 既存の植栽場所の保全管理を引き続き実施する。 |
| | | 124 地域間交流推進事業(南アルプス市物産交流、神戸まつり交流) | 町民、南アルプス市及び神戸市 | 姉妹市町間での相互物産交流の実施及び神戸祭りへの参加による交流人口の拡大を図る。 | 姉妹市町である南アルプス市との物産交流事業及び神戸祭りへの参加 | A | A | 中 | × | A | 事業手法の見直し | 神戸市職員労働組合、神戸大学、神戸市高等学校との交流により神戸市内での穴水観光PRを積極的に行う。 |
| 基盤整備課(11事業) | 第1節 | 125 土地改良総務費(ダム(宮田、諸樽)及び農村公園管理費) | 地域住民 | 適正なダム管理により防災に努める | 諸橋ダム、宮田ダムを適正に管理することで防災、減債や地域農家の経費節減を図る | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 126 土地改良総務費 | 土地所有者 | 景観整備のための残地の買収 | 県営基幹農道整備事業で買収した残地を町で買収し、案内標識等の用地の確保 | A | A | 小 | × | A | 事業終了 | |
| | | 127 基盤整備促進事業 | 地域農家 | 老朽化した農業施設の再整備を行い担い手農家の定着や農業経営の安定化を図る。 | 農地の再整備と農業施設整備 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |

平成24年度事務事業に係る評価シート【試行(209事業評価)】

| 課名 | 総合計画における主要施策 | 事業名 | 事業の目的 | | 事業の主な内容 | 一次評価(担当者評価) | | | | | 評価結果(担当課長評価) | 主な改善施策・方向性等 |
|-------------|----------------|-------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------|-------|--------------|-----------|------|--------------|----------------------------------------------------------|
| | | | 対象 | 意図 | | 事業の貢献度 | 費用対効果 | 事業の縮小・中止の影響度 | コスト引下げの余地 | 総合評価 | | |
| | | 128 里山保全事業 | 地域農家 | 営農条件の不利益地域において、きめ細かな農業基盤整備を行い営農継続による里山の資源の確保を図る | 農業経営の負担軽減を図る施設整備に合わせて、多様な生物にやさしい農業施設を整備する。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 多様な生物、優れた景観、伝統文化など守るべき里山の農業経営の確保を図っていく。 |
| | | 129 土地改良施設維持管理適正化事業 | 地域農家 | 老朽化した農業施設の再整備を行い担い手農家の定着や農業経営の安定化を図る。 | 農業水利施設整備で事業割合の負担分を5年間で支払う | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 130 町単土地改良事業(原材料支給及び機械借上) | 地域住民 | 地域の住民が協働で農業施設の補修を行うことで経費の削減と集落形成の維持を図る | 地区住民に対しての原材料の支給や機械借上げ費用を提供し、地域住民が作業を実施する | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 131 町単土地改良事業(負担金補助及び交付金)(土地改良施設整備補助事業補助金) | 地域住民 | 地域の住民が協働で農業施設の補修を行うことで経費の削減と集落形成の維持を図る | 地区住民に対しての原材料の支給や機械借上げ費用を提供し、地域住民が作業を実施する | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 132 林道管理事業 | 地域住民 | 適正な林道管理により人工林の育成を図りもって林道の経営案手へ移す。 | 適正な林道管理 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 133 漁港管理事業 | 地域住民 | 適正な漁港施設管理により漁業者の安全操業と経費削減を図る | 適正な漁港施設管理 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 134 土木総務費事業 | | 各種団体の用務に参加し補助事業費の確保を図る | 土木行政の円滑な推進 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| 第1節 | 道路・公共交通の充実 | 135 道路維持修繕事業 | 地域住民 | 適正な道路維持による安全な通行を確保する | 町道の維持修繕 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 136 除雪対策事業 | 町民 | 適正な除雪対策により安全な通行を確保する。 | 冬期間の除雪体制の確保 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | ボランティアによる歩道除雪の体制強化を図る。除雪トラックを1台購入し迅速な除雪体制を整備する。 |
| | | 137 道路愛護活動 | 町民 | 住民による道路の除草や側溝清掃による、集落形成の維持と町費の軽減を図る。 | 住民による道路の除草や側溝清掃による安全な通行を確保する | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 地域住民による道路清掃活動を通じ集落形成の維持や町費の削減を図る。 |
| | | 138 県施行道路整備事業(負担金) | | 県施行道路整備の促進 | 県施行道路整備に係る負担金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 139 道路改良事業 | 町民 | 主要な町道を改良し歩行者、通行車両の安全と道路維持経費の軽減を図る。 | 道路改良工事 | A | A | 大 | × | A | 事業終了 | 当面経過観察 |
| | | 140 道路改良事業 | 地域住民 | 老朽化が著しい主要な町道の橋梁補修を行い長寿命化を図る。 | 町道にかかる橋梁について長寿命化計画を策定し、補修工事を行う。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 長寿命化計画に基づき、計画的に補修工事を行う。 |
| 第6節 | 消防・防犯体制の強化 | 141 河川砂防事業費 | 地域住民 | 普通河川における河川施設の修繕工事や河川災害を抑制するための土砂排土を実施し良好な河川管理を行う。 | 河川施設の修繕工事及び土砂排土工事の実施 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 142 県施行急傾斜地崩壊防止対策事業 | 県 | 県が施行する急傾斜地崩壊防止対策事業の負担金 | 県施行急傾斜地崩壊防止対策事業にかかる負担金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 143 港湾管理費(宝山マリーナ及びあすなろ広場管理費) | 地域住民 | 県港湾施設の適正な維持管理 | あすなろ広場・宝山マリーナの維持管理 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| 第1節 | 道路・公共交通の充実 | 144 県施行港湾事業(県施行港湾事業負担金) | 県 | 県が施行する事業の負担金 | 県施行港湾事業に係る負担金 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| 第3節 | 街なみや集落景観の整備 | 145 都市計画総務費(復興まちづくり)復興まちづくり支援施設事業 | 地域住民 | 災害時の避難施設機能・公民館機能・図書館機能・情報発信機能を備えた複合施設の建設 | 地域間交流施設 観光案内 物産展示 公民館 図書館 子育て支援施設 防災施設 避難書機能を持った施設の建設 | A | A | 大 | × | A | 事業終了 | |
| 第7節 | 移住・定住の促進 | 146 町営住宅管理事業 | 町営住宅入居者 | 低所得者の住宅供給により福祉の安定と定住促進を図る | 町営住宅9団地160戸の管理 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 147 町営住宅管理費(耐震改修工事負担金) | 町民 | 耐震改修工事を促進し安心して暮らせるよう工事の一部を助成 | 工事費の2分の1(重点地区60万円)まで助成 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 国、県等のパンフレットを利用し工事の促進をPRする。 |
| 第3節 | 街なみや集落景観の整備 | 148 街並み環境整備事業 | 地域住民 | まちづくり協定区域内において、街路事業と併せて、建築物の統一意匠による魅力的な町並み形成を図る。 | まちづくり協定区域内において、街路事業と併せて、建築物の統一意匠による魅力的な町並み形成を図る。 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 平成30年末まで継続 |
| 消防 | 第6節 消防・防犯体制の強化 | 149 六水消防署総務費(広域圏負担金) | 消防職員 | 町民の安全・安心を確保する | 警防・救急・救助活動・職員教育訓練・救急救命士研修等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 150 六水消防署総務費(六水消防署維持管理経費) | 町民 | 防災拠点となる消防施設を維持することで、緊急時には機能を有効に活用し、災害活動体制を整える。 | 消防施設の維持管理を民間業者に業務委託等 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 消防業務に支障が出ないよう消防施設や設備の不具合発生の抑制等 |
| | | 151 消防団員活動費(報酬及び費用弁償等必要経費) | 消防団 | 地域の消防防災活動において、地域の消防防災力を高める | 消防団員への報酬の支給及び水火災・警戒・訓練等の費用弁償の支給 | A | A | 小 | × | A | 現状維持 | 消防団員の確保を円滑に進める。消防団に対する理解を向上させることに重点をおいた広報活動の展開 |
| | | 152 消防団員活動費(災害補償組合負担金及び補助金) | 消防団・女性消防団 | 町民の生命・身体及び財産を火災から保護する消防団活動及び女性消防団活動の補助を行う。 | 石川県消防協会・石川県消防操法大会助成金外 | A | A | 小 | × | A | 現状維持 | 消防団員の確保を円滑に進める。消防団に対する理解を向上させることに重点をおいた広報活動の展開 |
| | | 153 消防団員活動費(消防団維持管理費) | 消防団 | 災害や火災発生時に即応できる体制を平時時から整える。 | 消防団の円滑な運営・消防団委員の訓練など安全に活動できるよう支援する。 | A | A | 小 | × | A | 現状維持 | 県消防学校での教育訓練によりスキル向上を行う。 |
| | | 154 防災施設設置、保守管理事業(備品修繕費、建物修繕費) | 町民 | 災害時の避難施設機能を確保し、消防施設の維持修繕を行い安定した災害活動を維持する。 | 災害時において万全の体制で出動等が出来るように可搬式動力ポンプ及び分団拠点施設の修繕を行う | A | A | 小 | × | A | 現状維持 | 自主防災組織の育成強化と併せて可搬式動力ポンプの更新を計画する。 |
| | | 155 水防費(防災会議委員報酬費、防災訓練事業) | 町民 | 防災意識を高める。水害による被害の軽減を図る | あらゆる災害に対する初動体制を確立し、応急対策を迅速に行えるよう総合防災訓練を実施する。 | A | A | 小 | × | A | 現状維持 | 水防訓練を行うことにより水害に対する防災力を一層強化してゆく。防災訓練の実施により避難放置者が出ないようにする。 |
| 教育委員会(24事業) | 第6節 学校教育の充実 | 156 教育委員活動費 | 教育委員 | 教育委員に対する活動費 | 委員研修:学校公開、指導主事訪問、学校訪問、学校行事講演会参加 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 具体的な施策の推進については、関係団体と調整を図りながら推進 |
| | | 157 事務局事業 | 児童・生徒及び教職員 | 学校教育の充実 | 教職員関係費及び学校教育経費 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 特になし |
| | | 158 事務局事業(防災キッズ関連) | 小・中学生生徒 | 防災に関する知識を身につけ、災害時の被害軽減に繋げる | 避難方法や救助方法等の講義を消防署や他の団体と連携して実施 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 一部講義を受講していない学年に対して実施 |
| | | 159 JET外国人青年招致事業 | 小・中学校 | JETプログラムを利用し、ALTを始めとした外国人講師等を招く事で生きた英語教育を推進すると同時に国際交流を図る | 外国人青年招致の為に負担金をあつせん組織に対し支出し、またそれらに伴う傷害保険料を支払う。今後は負担の増額が見込まれる | A | A | 大 | × | B | 現状維持 | 引き続き事業を実施し、英語教育支援員と共同で英語力向上に努める |
| | | 160 事務局事業(就学に関すること) | 就学児童 | 児童・保護者への支援 | 就学相談、就学指導委員会開催、保護者面談、学校との調整 | A | B | 大 | × | B | 現状維持 | 就学前の事前準備として、保護者などに共通理解を促すため年間を通じ、講演会、就学相談などを開催 |
| | | 161 事務局事業(特別支援教育支援事業) | 障害を持つ町内児童生徒 | 障害に応じた教育への支援 | 特別教育支援員の任用と配置 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 障害に応じた特別支援教育を行うと共に、障害のある児童生徒が将来的に自立できるよう推進 |
| | | 162 事務局事業(子どもと親の相談員謝金) | 児童や保護者への支援 | 不登校やいじめなどを未然に防ぐための早期発見・早期対応 | 子どもと親の相談員の任用と配置 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 163 事務局事業(教職員健康診断委託) | 六水町立学校の教職員全員 | 教職員の疾病の早期発見・早期治療、健康増進 | 医療機関と各学校との連絡調整 | B | B | 大 | × | B | 見直し | 委託先の見直し |
| | | 164 育英事業(奨学金貸付事業) | 大学生・医師・看護師への支援 | 奨学金・修学資金の貸し付け | 公立六水総合病院の医師・看護師の確保 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 看護学校等に向き、人材確保 |
| | | 165 育英事業(六水高校を支援する学助成金) | 六水高校 | 六水高校の存続と発展を支援することによる入学者の増 | 存続啓発・活性化推進・学習活動支援の3つの事業で支援 | B | B | 大 | × | B | 見直し | 支援内容の見直し |
| | | 166 学校給食事業(学校給食共同調理場運営事業) | 町内児童生徒 | 学校や学校給食での食育の推進及び関係機関との連携協力 | 学校給食共同調理場の運営及び維持管理 | B | B | 大 | × | B | 見直し | 今後予想される少子化等による学校の統廃合に絡めて、調理場の統合を図る |
| | | 167 学校給食事業(学校給食調理業務及び配送委託事業費) | 町内児童生徒 | 学校や学校給食での食育の推進及び関係機関との連携協力 | 学校給食共同調理場の運営及び配送に係る維持管理 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 業務委託先については将来的には検討する必要がある |
| | | 168 学校給食事業(共同調理場運営・第二調理場工事費) | 町内児童生徒 | 学校や学校給食での食育の推進及び関係機関との連携協力 | 学校給食共同調理場の運営及び維持管理 | B | A | 大 | × | B | 見直し | 今後予想される少子化等による学校の統廃合に絡めて、調理場の統合を図る |
| | | 169 事務局事業(児童健康診断委託) | 六水町立小学校児童全員 | 疾病の予防・早期発見及び早期治療に役立てるとともに、健康保持増進を図る | 医療機関と学校との連絡調整 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |

平成24年度事務事業に係る評価シート【試行(209事業評価)】

| 課名 | 総合計画における主要施策 | 事業名 | 事業の目的 | | 事業の主な内容 | 一次評価(担当者評価) | | | | | 評価結果(担当課長評価) | 主な改善施策・方向性等 |
|------------|----------------|--------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|--------------|-----------|------|--------------|---------------------------------------------------------------|
| | | | 対象 | 意図 | | 事業の貢献度 | 費用対効果 | 事業の縮小・中止の影響度 | コスト引下げの余地 | 総合評価 | | |
| | | 170 小学校管理費(小学校維持管理費) | 穴水町立小学校児童全員 | 小学校施設維持管理 | 小学校施設維持管理等 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 171 小学校管理費(学校プール運営管理費) | 穴水町立小学校児童全員 | 学校プール運営管理 | 学校プール運営管理 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 172 小学校管理費(小学校工事費) | 穴水町立小学校児童全員 | 小学校工事 | F F 暖房機整備 | B | A | 大 | × | B | 現状維持 | 優先順位による事業費の平準化 |
| | | 173 小学校教育内容充実事業(小学校教育内容充実事業費) | 穴水町立小学校児童全員 | 学校教育の充実 | 通学補助、就学援助費、教材備品購入 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 174 小学校教育内容充実事業(小学校教育内容充実事業費) | 穴水町立小学校児童全員 | 学校におけるIT教育(パソコンサポート) | 学校における情報教育の推進、教職員の指導技術の向上、学習活動の効率化 | A | B | 中 | ○ | B | 見直し | 教職員のパソコン操作力向上に伴い、サポート体制の内容について見直し |
| | | 175 小学校教育内容充実事業(小学校通学費補助事業費) | 穴水町立小学校児童全員 | 遠距離通学児童への通学費補助 | 遠距離通学児童への通学費補助 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 補助対象基準の検討 |
| | | 176 小学校教育内容充実事業(準要保護扶助費) | 小学校保護者 | 経済的理由により就学が困難と認められる児童への保護者に対する援助 | 準要保護補助(就学援助費、就学奨励費) | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 補助対象基準の検討 |
| | | 177 事務局事業(生徒健康診断委託) | 穴水中学校生徒全員 | 生徒の疾病の予防・早期発見及び早期治療による健康の保持・増進 | 医療機関と学校の連絡調整 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 178 中学校管理費(中学校維持管理費) | 中学校生徒 | 中学校施設整備及び維持管理 | 中学校施設整備及び維持管理 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 179 中学校管理費(中学校工事費) | 中学校生徒 | 中学校の改修工事 | 排煙オペレータ装置修繕・体育館水銀灯取替工事、パソコン教室エアコン取付工事・1階便所改修工事・正面玄関前改修、第2体育館バスケットリング修繕工事等 | B | A | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 180 中学校教育内容充実事業(地域と共に「わく・ワーク」体験事業費)① | 中学2年生 | 中学2年生が職場体験をすることによる学校生活における目的意識の向上 | 町内の各事業所、飲食店などの職場体験 | B | A | 中 | × | B | 現状維持 | 職場体験活動の効果の検証 |
| | | 181 中学校管理費(中学校内容充実事業) | 中学校生徒 | 学校教育の充実 | 通学補助・就学援助費・立志の集い・職場体験・教材備品の拡充・補助事業 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 当面経過観察 |
| | | 182 中学校教育内容充実事業(立志の集い講師謝金、記念品) | 中学校生徒 | 自分の将来に夢と希望を抱き、志を立てる目的意識を持った生き方を考える機会の提供 | 立志式、講演等 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 活動の効果の検証 |
| | | 183 中学校管理費(中学校内容充実事業費) | 中学校生徒 | 学校における情報教育の充実 | 学校における情報教育の推進、教職員の指導技術の向上、学習活動の効率化 | A | B | 中 | ○ | B | 事業の見直し | 教員のパソコン操作力向上に伴い、サポート体制の内容について見直し |
| | | 184 中学校教育内容充実事業(全能登中学校新人卓球大会補助金) | 全能登中学校卓球部員 | 卓球競技の活性化、技術向上のための全能登中学校新人体育大会出場への補助 | 全能登新人卓球大会の運営、会場設営、その他用品代補助 | B | B | 小 | × | B | 現状維持 | 今後とも継続し、卓球競技の技術向上に繋げる |
| | | 185 中学校教育内容充実事業(中学校通学費補助事業費) | 中学校生徒 | 遠距離通学生徒への通学費補助 | 遠距離通学生徒への通学費補助 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 補助対象基準の検討 |
| | | 186 中学校教育内容充実事業(準要保護扶助費) | 中学校保護者 | 経済的理由により就学が困難と認められる生徒への保護者に対する援助 | 準要保護補助(就学援助費、就学奨励費) | A | A | 大 | × | B | 現状維持 | 補助対象基準の検討 |
| 第8節 | 生涯学習の推進 | 187 社会教育総務事業 | 生涯学習・社会教育関係者 | 生涯学習・社会教育全般に係る事務費 | 生涯学習・社会教育に係る活動費・会議費及び負担金等 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 適切な事業の実施・予算執行に努めるとともに生涯学習の推進に努める |
| | | 188 社会教育総務事業(旧真名井幼稚園・旧兜小施設管理費) | 旧真名井幼稚園、旧兜小学校 | 施設の適切な維持管理 | 光熱水費、建物修繕料、火災保険料・消防設備点検及び浄化槽保守点検・用地借上料等の施設維持管理費 | B | C | 中 | × | B | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める |
| | | 189 社会教育総務事業(のとふれあい文化センター管理委託料) | (財)穴水町文化・スポーツ振興事業団 | のとふれあい文化センターの適切な運営と維持管理 | のとふれあい文化センターの施設運営費・維持管理費・自主企画事業 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める |
| | | 190 社会教育総務事業(穴水町・文化スポーツ振興事業団運営助成金) | (財)穴水町文化・スポーツ振興事業団 | (財)穴水町文化・スポーツ振興事業団の適切な円滑な運営 | (財)穴水町文化・スポーツ振興事業団の事務局費 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める |
| | | 191 さわか交流館ブルー事業 | 町民及びその他の利用者 | 教育と文化の向上及び児童の育成福祉向上、災害時には防災拠点施設とし機能 | 図書館・公民館等事業と施設の運営維持管理 | B | C | 大 | × | B | 事業の見直し | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める |
| | | 192 成人教育事業(穴水町連合婦人会活動補助金) | 町内在住の女性 | 地域婦人団体の連携協議機関として男女平等への推進、地域社会の福祉増進等を図る | 穴水町連合婦人会への補助金 | A | B | 中 | × | A | 現状維持 | 女性による社会進出は国による重点的な施策の一つであり継続して実施 |
| | | 193 地域ぐるみの学校支援推進事業 | 町内小学校の児童生徒、教職員、町民 | 地域住民の力で学校教育を支援し、教員が子どもと向き合える時間を増やす | 地域コーディネーターと協力し、子ども見守り隊や運動上の管理の企画書案 | B | A | 小 | × | B | 事業手法の見直し | ボランティアの募集及び事業の周知方法の見直し |
| 第9節 | 青少年の健全育成 | 194 青少年活動推進事業(海っ子山っこ交流事業) | 小学校児童生徒 | 姉妹市町である南アルプス市の児童生徒との交流を促し、視野の広い心豊かな児童生徒を育てる | 姉妹市町である南アルプス市との児童交流に要する諸費用 | B | B | 中 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 児童生徒の見聞を広げるための重要な事業であり、事業規模等の妥当性を検討し継続する必要がある |
| | | 195 青少年活動推進事業(成人式事業) | 20歳で町内在住のもの又は町内中学校を卒業したもの | 大人としての義務や責任・自覚を促し、次世代を担う青少年の育成を図る | 穴水町成人式の挙行にかかる諸経費 | B | B | 中 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 対象者の減少、ニーズの変更に伴い事業内容の見直しが必要である |
| | | 196 芸術文化推進事業 | 文化協会加盟団体を始めとする全町民 | 文化祭や芸術発表会等で日頃の練習成果を披露してもらい、文化の振興に繋げる | 文化祭の開催(芸術発表会、華や書道の作品展示、菊、絵画、書道等の展示) | B | A | 小 | × | B | 現状維持 | 少子高齢化により児童生徒の作品の減少や芸術発表会の出演団体の減少が予想されるが、今後も継続して開催し、文化祭の賑わいを維持 |
| | | 197 公民館事業(穴水公民館・吉公民館・兜公民館・諸橋公民館) | 町民 | 教育・学術及び文化事業の実施により住民の教養向上・健康増進・生活文化の振興・社会福祉の増進 | ①4館合同の会議及び運営協力委員会、県公民館大会、②地域づくり・健康づくり等 ③学習活動、婦人講座、健康講座等の開催 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 更なる事業の充実、効率を図る |
| | | 198 図書館事業 | 町民及び図書館利用者 | 図書・記録その他必要な資料を収集し、整理保存し町民の利用に供する | 図書の貸し出し業務、各種講座の開催、文集の発行をし、学力や個々の豊かな心の育成を行う | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 更なる事業の充実、効率を図る |
| 第10節 | 文化・スポーツの振興 | 199 社会体育振興事業 | 町民 | スポーツを通じた町民相互の交流、健康づくり | スポーツ推進委員の活動補助、ニュースポーツの普及、全国大会出場者への補助 | B | A | 中 | × | B | 現状維持 | 新体カテストやニュースポーツをととして町民相互の交流・健康づくりの推進 |
| | | 200 社会体育振興事業 | 中学生以上の町民 | 参加者相互の親睦、地域住民の健康増進 | 町駅伝競走大会の開催、婦人会、町内会等の地域団体への協力と連携 | A | B | 中 | ○ | B | 事業手法の見直し | 経費の削減及び事務作業の簡素化 |
| | | 201 ふるさと駅伝登録料、負担金等 | 市町対抗ふるさと駅伝参加者 | 競技力の向上、ふるさとへの愛着を深める | ふるさと駅伝参加、市町負担金等 | B | A | 中 | × | B | 現状維持 | 新たな選手の発掘と育成 |
| | | 202 社会体育振興事業(穴水町体育協会補助金) | 小学校児童生徒 | スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を図る | 穴水町スポーツ少年団への補助金 | B | B | 大 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 町のスポーツ振興、青少年の健全育成のために事業の継続は必要であるが、活動等を精査する必要がある |
| | | 203 穴水町スポーツ少年団事業 | 町内小中学生 | スポーツを通じた青少年の健全育成 | 県総合開会式への参加 | B | B | 中 | × | B | 現状維持 | 教育委員会と事業団、学校、指導者との連絡方法など検討必要 |
| | | 204 社会体育振興事業(穴水町体育協会補助金) | 協会員 | 町民の体力の向上、健康な地域社会の構築 | 奥能登体育大会及び石川県民体育大会の参加 | A | B | 小 | ○ | A | 事業内容の見直し | 事業の充実や活動費、派遣費等の見直し、経費の削減及び指導者の育成 |
| | | 205 B&G海洋スポーツ推進事業費 | 青少年を中心とした一般町民 | 海洋スポーツを通じて青少年の健全育成や仲間づくり | プールでの水泳や着衣泳、カヌーやOPヨット等の活動 | A | B | 中 | × | B | 現状維持 | カヌーやヨット、水泳指導が出来る指導員養成 |
| | | 206 体育施設管理事業(穴水町体育施設維持管理費) | 町民 | 体育施設の適切な運営・維持管理 | 各種負担金や体育施設の運営及び維持管理 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な運営・維持管理に努める |
| | | 207 体育施設管理事業(穴水町民テニスコート舗装工事) | 町民 | 利便性向上と適切な運営維持管理 | 町民テニスコートの利便性向上と適切な管理運営 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な運営・維持管理に努める |
| | | 208 体育施設管理事業(穴水町文化・スポーツ振興事業団委託料) | B&G海洋センター・体育施設・野球場 | 指定管理者による適切な運営・維持管理 | 自主事業及び施設の適切な運営・維持管理 | B | B | 大 | × | B | 現状維持 | 経費の節減を図るとともに、施設の適切な運営・維持管理に努める |
| 上下水道課(2事業) | 第4節 自然・環境保全の推進 | 209 下水道接続啓発事業 | 町民 | 下水道接続による公衆衛生の向上並びに環境保全の理解を深め、下水道未接続世帯を減少させる | ケーブルテレビ、広報等を活用した接続推進と下水道事業のPR等 | B | B | 中 | × | B | 見直し(当面現状維持) | 当面経過観察 |
| | 第6節 上水道の整備 | 210 簡易水道統合整備事業 | 町民 | 老朽化した簡易水道施設を上水道施設を統合することにより安定した給水を図る | 上水道と統合 | A | A | 大 | × | A | 現状維持 | 当面経過観察 |

事業の貢献度
費用対効果
事業の縮小・中止の影響度
コスト引下げの余地

A: 効率がよい B: 効率がややよい C: 効率がやや低い D: 効率が低い
大: 影響が大きい 中: 影響がややある 小: 影響がない
○: コスト引下げの余地がある ×: コスト引下げの余地がない
A: 適切(十分)に実施できた B: 概ね適切(十分)に実施できた C: やや不適切(不十分)であった D: 不適切(不十分)であった